

社会福祉法人高水福祉会定款

第1章総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
障害者支援施設の経営
- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営
 - (ハ) 介護員養成研修事業の経営
 - (ニ) 地域活動支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人高水福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、長野県飯山市大字飯山3599番地1に置く。

第2章役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から理事長が指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び長野県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する事業所の長（以下「事業所長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 事業所長以外の職員は、理事長が任免する。

(評議員会)

第14条 評議員会は、17名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係

がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産と収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1,000,000 円

(2) 長野県飯山市大字常盤 100 番地所在の次の建物

障害者支援施設常岩の里ながみね舎

1858.07 平方M鉄筋コンクリート造り 1 部 2 階建て

短期訓練棟

58.78 平方 M 木造平屋建て

長野県飯山市大字常盤 928 番 55 所在の次の建物

地域交流ホームひだまり

256.47 平方M鉄筋コンクリート造り

長野県中野市大字笠原 765 番地 1 所在の次の建物

障害者支援施設のぞみの郷高社舎

1976.70 平方M鉄筋平屋建て

作業棟

65.52 平方 M 木造平屋建て

地域交流ホーム

292.95 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建て

作業所

41.12 平方 M 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て

長野県中野市大字柳沢 25 番地 5 所在の次の建物

共同生活介護事業柳沢ホーム舎

121.78 平方 M 木造二階建て

長野県飯山市大字野坂田 321 番地 1 所在の次の建物

多機能型障害福祉サービス事業所ふっくら工房ふるさと舎

550.22 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

長野県飯山市大字常盤 152 番地 5 所在の次の建物

共同生活介護事業ときわホーム舎

198.15 平方M木造二階建て

長野県飯山市大字常盤 749 番地 1 所在の次の建物

共同生活介護事業下水沢ホーム舎

152.36 平方M鉄筋コンクリート造り二階建て

長野県中野市大字柳沢 22 番地 1 所在の次の建物

共同生活介護事業ホームさんぽみち舎

182.18 平方M木造平屋建て

長野県中野市大字田上 103 番地所在の次の建物

やまとサービスセンター舎

421.82 平方M木造鉄板葺平屋建て

長野県中野市大字金井 57 番地所在の次の建物

多機能型障害福祉サービス事業所ふっくら工房ふるさと未来工房舎
 255.15 平方 M 木造鉄板葺平屋建て
 長野県飯山市大字静間 1329 番地 8 所在の次の建物
 共同生活介護事業静間ホーム舎
 164.79 平方 M 木造二階建て
 長野県飯山市南町 19 番 8 所在の次の建物
 雁木ぶらざ舎
 364.98 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 長野県飯山市大字飯山 2850 番地 5 所在の次の建物
 共同生活介護事業たまちホーム舎
 200.40 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て
 長野県中野市大字吉田字大塚 777 番地 1
 共同住宅・共同生活介護事業かおる荘舎
 525.98 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
 長野県中野市大字江部字一本橋 1130 番地 11 所在の次の建物
 共同生活介護事業ホーム江部舎
 215.72 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 長野県飯山市大字飯山赤畑 1638 番地 6 所在の次の建物
 共同住宅エムハイツ舎
 380.91 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建

- (3) 長野県飯山市大字常盤字北長峰 100 番地所在の次の土地 6383.74 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北長峰 111-1 番地所在の次の土地 532 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北長峰 105 番地所在の次の土地 714 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北小丸 928-41 番地所在の次の土地 1190 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北小丸 928-47 番地所在の次の土地 1236 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北長峰 164 番地所在の次の土地 743 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北長峰 165-1 番地所在の次の土地 427 平方 M
 長野県飯山市大字常盤字北小丸 928-55 番地所在の次の土地 1834.58 平方 M
 以上 8 筆合計 13060.32 平方 M
 長野県中野市大字笠原字大新田 765 番 4 所在の次の土地 1017.89 平方 M
 長野県中野市大字笠原字大新田 1010 番 1 所在の次の土地 119.73 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1985 番 1 所在の次の土地 155.63 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1986 番 1 所在の次の土地 191.51 平方 M
 長野県中野市大字笠原字下河原 1008 番 2 所在の次の土地 790.36 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1922 番 4 所在の次の土地 153.75 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1934 番所在の次の土地 3714 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1981 番 2 所在の次の土地 1857.70 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1983 番 1 所在の次の土地 225.08 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1984 番所在の次の土地 512 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1938 番 1 所在の次の土地 363 平方 M
 長野県中野市大字赤岩字石見堂 1939 番 1 所在の次の土地 375 平方 M
 以上 12 筆合計 9475.65 平方 M
 長野県飯山市大字常盤 749 番地 1 所在の次の土地 430.55 平方 M
 長野県飯山市大字静間 1329 番 8 所在の次の土地 280.04 平方 M
 長野県飯山市南町 19 番 8 所在の次の土地 588.42 平方 M
 長野県飯山市大字飯山 2850 番地 5 所在の次の土地 359.87 平方 M
 長野県中野市大字吉田字大塚 777 番地 1 所在の次の土地 393.3 平方 M
 長野県飯山市大字飯山赤畑 1638 番地 6 所在の次の土地 973.83 平方 M

長野県飯山市大字飯山赤畑 1638 番地 9 所在の次の土地 67 平方M

- 3 運用財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は第 28 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 20 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人 福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、長野県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 21 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 22 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 23 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 24 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 4 章 収益を目的とする事業

(種別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第30条 理事長は、この法人の趣旨に賛同する者の中から、理事会の同意を経て、顧問及び参与若干名を委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じるほか、理事会に意見を述べることができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

ただし土地については、常岩の里ながみね分は飯山市に、のぞみの郷高社分は中野市に帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意に得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人高水福祉会の掲示場に掲示するとともに新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	春日 佳一	監事	坪井 二郎
理事	小川 武夫		土屋 武則
	保科 柳太郎		
	篠原 羊一		
	山本 内藤		
	湯本 一男		
	斉藤 善教		
	滝沢 勝		
	野崎 忠雄		
	鈴木 甚右エ門		
	市川 芳雄		
	中村 庄司		
	尾身 卓雄		
	藤木 常博		